

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人雲南ひまわり福祉会（以下「当法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員の内、当法人を主たる勤務場所とする者を常務理事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常務理事以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

- 第3条 当法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。
- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。
 - 3 常務理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に参加し、職員としての給与等が支払われない場合においては、非常勤理事に準じて報酬等を支給する。

(報酬等の額の決定)

- 第4条 当法人の全理事の報酬総額は、年間380万円以内とする。
- 2 当法人の全監事の報酬総額は、年間10万円以内とする。
 - 3 当法人の常務理事の報酬は、別に定める「役員報酬規程」によるものとする。
 - 4 非常勤理事に対する報酬は、別記1「非常勤理事の報酬」に定める額とする。
 - 5 各々の監事の報酬は、役員報酬規程及び別記1「非常勤理事の報酬」を勘案して、評議員会において定めるものとする。
 - 6 個々の評議員の報酬は、別記2「評議員の報酬」に定める額とする。

(費用弁償の支給)

- 第5条 当法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。
- 2 役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、当法人旅費規程に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

第6条 常勤役員の報酬等は、毎月25日に支払うものとする。なお、支給日が土日、

祝日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

2 非常勤役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成29年4月1日から施行する。

別記1 非常勤理事の報酬

理事：理事会・評議員会出席の都度1人一律5,000円

別記2 評議員の報酬

評議員会出席の都度1人一律5,000円

社会福祉法人雲南ひまわり福祉会役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人雲南ひまわり福祉会（以下「法人」という。）の理事長、常務理事、理事及び監事（以下「役員」という。）の給与の支給について定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 当該規程に定める役員の給与は、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

2 常勤の役員の給与については、次のとおり支給することができる。

- (1) 給料
- (2) 扶養手当
- (3) 通勤手当
- (4) 住居手当
- (5) 食事指導手当

3 非常勤の役員の給与については、次のとおり支給することができる。

- (1) 給料
- (2) 通勤手当

通勤手当は、日額により支給することができる。当該通勤手当の日額は、法人給与規程第3条第2項別表2を準用し通勤手当の月額を決定した上で、次の算式により日額を決定するものとする。

通勤手当額（日額）＝通勤手当額（月額）÷21日（常勤職員の月平均所定勤務日数）

4 同条第1項及び第2項のほか、理事長は役員に対し、その勤務状況及び当該年度の財政状況を勘案し、勤勉手当を支給することができる。

5 前項の勤勉手当の支給額及び支給日は、法人給与規程第3条第2項別表2を準用するものとする。

(給与の支給)

第3条 役員の給与は、その金額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の給与から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員が給与の全部又は一部につき自己の預金口座への振込を申し出た場合は、その方法によって支払うことができる。

(給与の計算期間及び支給日)

第4条 給与の計算期間は、前月21日より当月20日までの間のものを当月25日に支給する。ただし、支給日が金融機関の休日の場合は、その前の営業日とする。

(給与の額)

第5条 第2条第2項各号及び第3項第1号に定める給与の額は、法人給与規程に定める各手当等の支給額を準用する。

2 第2条第2項第1号及び同条第3項第1号の給料は、日額で支給するものとする。

3 前項の給料の日額は、次のとおり決定する。

(1) 法人給与規程第8条に準じて号棒を決定する。

(2) 役員に支給する給料は、法人給与規程の給料月額表の第6級を適用し、前号で決定した号棒の直近上位の額とする。

(3) 前号で決定した月額を次の算式により日額に算出する。ただし、半日勤務の場合は、決定した日額に2分の1を乗じた額とする。

$$\text{日額} = (\text{俸給月額} \times 12 \text{月}) \div (5 \text{日} \times 52 \text{週})$$

(端数の処理)

第6条 この規程により計算した金額に百円未満の端数が生じた場合は、これを百円に切り上げるものとする。

(実施に必要な事項)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成23年5月6日から施行する。